

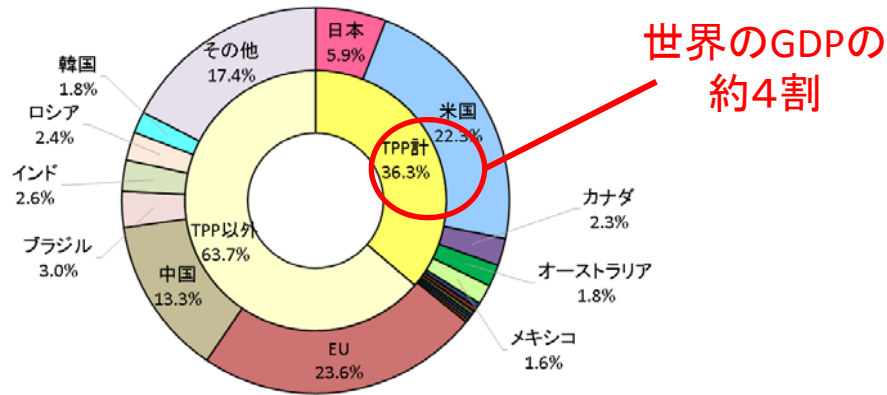
TPPについて

平成27年11月
経済産業省

TPP協定の意義

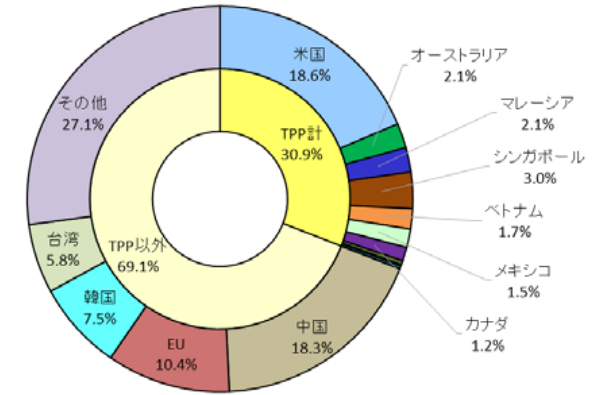
- TPP交渉参加12か国の経済規模は、世界の約4割。
日本、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド
- 幅広い分野で21世紀型のルールを構築するもの。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



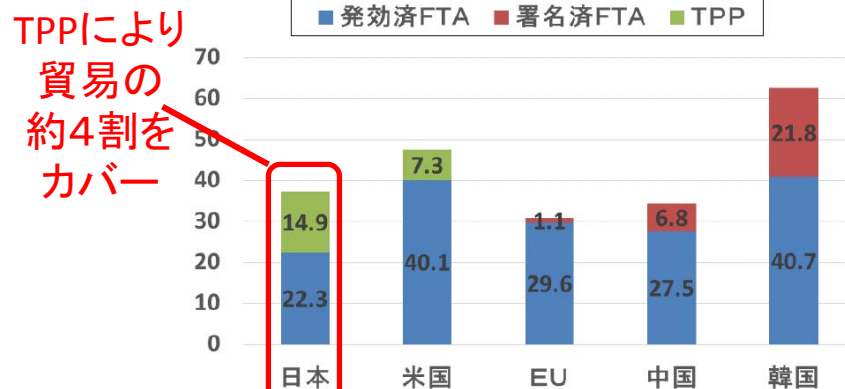
出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

日本の輸出に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



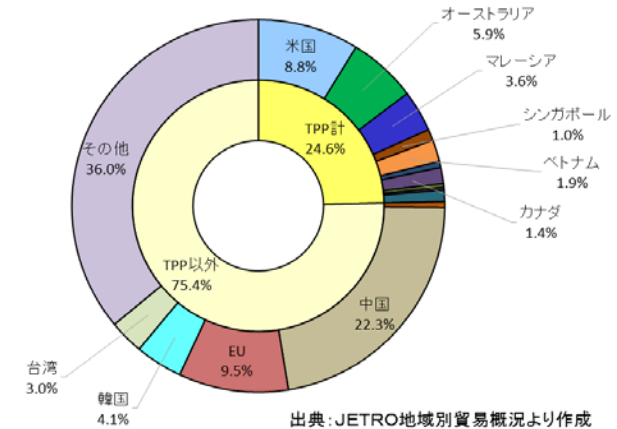
出典: JETRO地域別貿易概況より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

日本の輸入に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



出典: JETRO地域別貿易概況より作成

TPP交渉の経緯

2010年

- 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

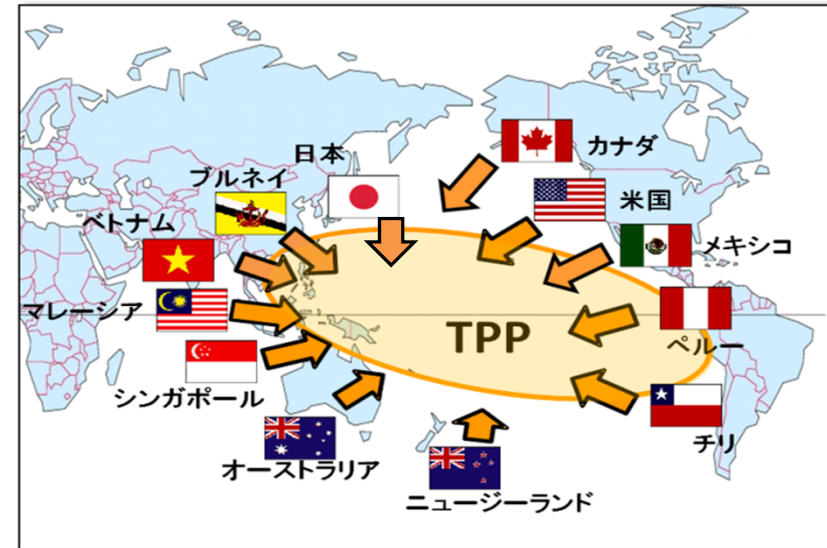
- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を発出
- 3月 安倍総理「交渉参加」表明
- 7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)
- 8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:パリ)
- 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

2014年

- 2月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 4月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
- 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 9月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)
日米首脳会談(於:ワシントン)
- 7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)
- 9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、大筋合意



<アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見>

関税分野の合意の概要

TPP交渉参加各国の関税撤廃率(全品目ベース)

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考)日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%

※NZ、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

関税分野の合意の概要

- 工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- 輸出額で見ても、99.9%を達成。(即時撤廃の割合は76.6%)

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

関税分野の合意の概要

(1) 各国への市場アクセス

① 米国

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 自動車部品(現行税率主に2.5%)については、8割以上の即時撤廃で合意。米韓FTAを上回る水準。
＜即時撤廃率＞日米(TPP) — 品目数:87.4%、輸出額:81.3%
米韓FTA — 品目数:83.0%、輸出額:77.5%
- 乗用車(現行税率2.5%)については、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃。(TPP全体における、最長の関税撤廃期間は30年目)
- 家電、産業用機械、化学では、輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。
(例)家電:ビデオカメラ(現行税率:2.1%)を即時撤廃。
化学:プラスチック製品(現行税率2.1%~6.5%)を即時撤廃。
- 繊維・陶磁器等、地方中小企業に関連する品目についても関税撤廃を実現。
(例)陶磁器:対米輸出額の75%を即時撤廃。
今治タオル:米国の現行税率9.1%を5年目に撤廃。

② カナダ

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 乗用車(現行税率6.1%)については、5年目撤廃を実現。カナダ・EUFTAの8年目撤廃を上回る水準。
- 自動車部品(現行税率:主に6.0%)については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
＜即時撤廃率＞日加(TPP) — 品目数:95.4%、貿易額:87.5%
加韓FTA — 品目数:72.2%、貿易額:59.1%
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

関税分野の合意の概要

③ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

④豪州（日豪EPA:2015年1月15日発効）

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA(82.6%)を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック(現行税率5.0%)の新車は、輸出額の100%即時撤廃。日豪EPA(輸出額の75%が即時撤廃)を上回る水準。

⑤ベトナム（日越EPA:2009年10月1日発効）

- 日本企業が高い輸出関心を有する3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現(70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず)。

(2) 我が国への市場アクセス

我が国への市場アクセス

- 我が国の参加11か国からの工業製品輸入額の100%についての関税が撤廃される。(うち、即時撤廃の割合は99%)
- 皮革・履物(現行税率最高30%)について、11年目撤廃または16年目撤廃等。
- 繊維・繊維製品(現行税率1.9%~14.2%)については、ほぼ即時撤廃。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

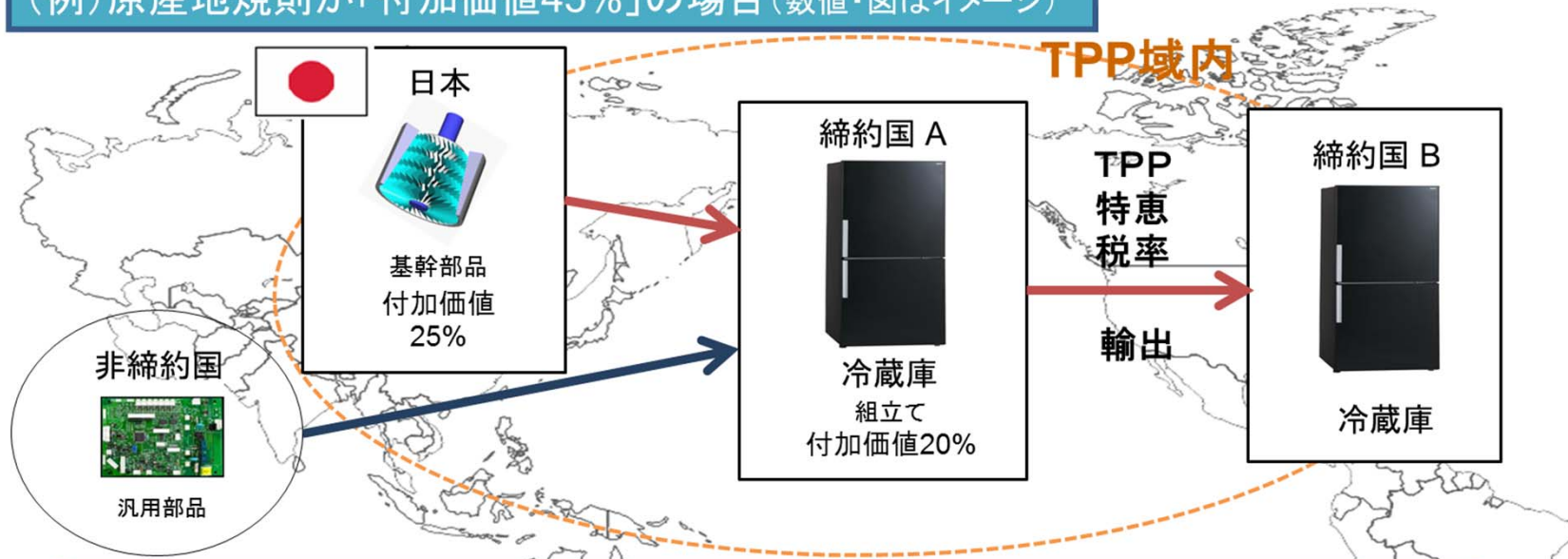
1. 原産地規則の統一

- TPP特恵税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合 (数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

自動車の原産地規則の合意の概要

- 自動車の原産地規則については、我が国完成車及び部品メーカーが、現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保。

①完成車の原産地規則

- 完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は、55%。
- また、その場合における特定の部品7品目※¹については、協定上明記された加工工程※²のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。
 - ※¹強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(トラック等用のもの)、バンパー(部分品は含まない)、車体の部分品、車軸。
 - ※²射出成形、鍛造、金属成形、等

②自動車部品の原産地規則

- 自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%~55%。
- また、この控除方式による付加価値基準の場合に45%を越える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。

サービス・投資分野の合意の概要

- 原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。
- 投資家と国との間の紛争の解決(ISDS)のための手続も規定。

個別の具体的成果の例

我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

①ベトナム

TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト(Economic Needs Test)」*を廃止。

※出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

②マレーシア

小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止→出資上限 30%)

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上。

知的財産分野の合意の概要

特許

- **特許期間延長制度**(出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度)の導入の義務付け。
- **新規性喪失の例外規定**(特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定)の導入を義務付け。

商標

- **商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。**

知的財産権保護の権利行使

- **営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用に対する刑事罰義務化。**

政府調達分野／中小企業分野の合意の概要

政府調達分野

- 特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。

- 公開入札を原則とすること
- 入札における内国民待遇及び無差別原則
- 調達の過程の公正性及び公平性
- 適用範囲のさらなる拡大(地方政府を含む)に関する交渉

※マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定(GPA)を締結しておらず、日本との二国間EPAにおいてもGPAと同水準の規定は置かれていない。これらの3か国との間では、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。

中小企業分野

- 各締約国はTPP協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること
- 小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること
等を規定。

総合的な政策対応に関する基本方針のポイント

○TPP総合対策本部第1回会合(27年10月9日開催)にて基本方針を決定

総合的なTPP関連政策大綱策定

TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていく。以下がその基本目標。

(1)TPPの活用促進による新たな市場開拓等

幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。

(2)TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。

(3)TPPの影響に関する国民の不安の払拭

TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。



○経済財政諮問会議による検討

(経済財政諮問会議において、TPPを通じた経済再生に向けた検討を行う。)

○各種会議との連携

(農林水産業・地域の活力創造本部や知的財産戦略本部等、必要に応じ各種会議との連携を行う。)

○国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供

(各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。)

TPPは成長戦略の重要な柱

- TPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながることが期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し
(イメージ)

我が国への投資、人の往来促進

A社(中小企業):繊維メーカー
優れた技術やデザイン・企画力のある中堅・中小企業が、東南アジアの生産拠点と連携し、北米・中南米、さらにアジアの新興市場への展開が可能に。

・高付加価値製品として売り込み
・日本の小売ノウハウも含め展開
・新たな市場、需要の開拓

北米・中南米
マーケット

アジアへの進出・生産が加速

- ◎投資・サービスの自由化
- ◎貿易円滑化
- ◎地銀を含めた金融サービスの進出
- ◎知的財産の保護
- ◎国有企業改革
- ◎ビジネス関係者の一時的な入国
- ◎電子商取引

東南アジア:
現地企業との提携による衣類の製造

- ◎関税の撤廃・削減
- ◎原産地規則の「累積ルール」

○TPPによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析を行い、国民にわかりやすく提示する。

TPP総合対策本部(本部長:内閣総理大臣)第1回会合(H27.10.9)にて「総合的な政策対応に関する基本方針」を決定。
今後、「総合的なTPP関連政策大綱」を策定。

経済産業省TPP対策推進本部（平成27年10月15日設置）

設置の趣旨

TPP交渉が大筋合意に至り、内閣にTPP総合対策本部が設置されたことを踏まえ、TPPが中小・中堅企業を始めとする我が国企業に十分に活用されることが我が国の経済再生、地方創生につながるとの観点から、TPPの活用促進による新たな市場開拓、TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化等を推進すべく、経済産業省TPP対策推進本部を設置する。

当面の検討事項

1. 中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供と相談体制の整備

①全国各地及びTPP参加国での説明会

- －全都道府県で説明会開催
- －TPP参加国における現地日系企業向けの説明会開催

②JETROや中小機構、各地の支援機関等による丁寧な情報提供・相談体制の整備

- －JETRO等の情報ポータルサイトを通じた関連情報提供
- －相談窓口の設置
- －支援機関向けの研修実施

③TPPの活用のための手引き書の整備

- －利活用手引き書（マニュアル・Q&A）や特恵税率検索システム等の整備とその周知

2. 中堅・中小企業等のイノベーション促進による優れた商品の開発支援

- －「戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン）」等を通じて、中小企業の生産性向上や革新的な技術開発支援の拡充・強化
- －地域中核企業支援を通じた、中堅・中小企業の新分野展開の促進
- －新市場創造型標準化制度等の国際標準化施策の積極的利用の促進

3. 中堅・中小企業等の輸出・海外展開の支援措置の拡充・強化

- －JETROや中小機構を活用した専門家によるきめ細かい支援
- －海外の販路開拓のための国際展示会への出展支援等の拡充・強化

4. 全国各地での農商工連携のプロジェクト組成

- －農水省と協力して、農業者と商工業者との連携による新事業の創出・事業拡大の集中的支援

5. その他必要な事項